

発行責任者：常陸大宮市鷹巣 全農茨城県本部家畜市場所長

発行日：令和元年6月28日

### 1. 市場インフォメーション

全農茨城県本部哺育育成センターにおける繁殖事業。

当県本部哺育育成センターにて、繁殖事業を実施している事をご承知のことと  
思います。現在の飼養状況等についてお知らせいたします。

現在、50頭（育成牛を含む）を飼養しています。

今年度、8頭出生し15頭が受胎を確認しております。

適時な発情発見及び種付けを実施するため、ファームノートカラーで個体管理を実施。  
分娩事故防止の為、牛温患の装着をし、24時間監視カメラで分娩牛の監視を実施。



24時間監視カメラ



ファームノートカラー装着牛



牛温計端末

### 2. 市場成績

高額販売牛の血統と成績						6月市場					
(去勢牛)						(雌牛)					
番付	JA名	価格	父	生年月日	キロ単価	番付	JA名	価格	父	生年月日	キロ単価
	ET区分	千円	母の父	日齢	日単価		ET区分	千円	母の父	日齢	日単価
			母の祖父	体重	日増体重				母の祖父	体重	日増体重
横綱	常陸	951	勝乃幸	30.8.25	2,740	横綱	常陸	1,178	勝忠平	30.8.12	4,034
	御前山		安福久	293	3,246		大子		安福久	306	3,850
	通常		平茂勝	347	1.18		通常		平茂勝	292	0.95
大関	常陸	940	美津照重	30.9.21	2,725	大関	常陸	838	勝乃幸	30.8.21	2,961
	大宮		勝忠平	266	3,534		大子		安福久	297	2,821
	ET		安福久	345	1.29		通常		勝忠平	283	0.95
関脇	常陸	932	金太郎3	30.8.16	2,589	関脇	常陸	794	隆之国	30.8.27	2,796
	御前山		百合茂	302	3,086		大子		安福久	291	2,728
	通常		美津福	360	1.19		通常		百合茂	284	0.97
小結	常陸	903	百合白清2	30.9.13	2,480	小結	やさと	766	茂光洋	30.8.10	2,328
	里美		安福久	274	3,295		園部		安福久	308	2,487
	ET		平茂勝	364	1.32		ET		平茂勝	329	1.06
前頭1	全農	902	幸紀雄	30.8.29	2,464	前頭1	常陸	744	北国関7	30.8.27	2,392
	哺育		安福久	289	3,121		大子		安福久	291	2,557
	ET		金幸	366	1.26		通常		芳之国	311	1.06

開催日：令和元年6月14日

1 この成績は、全農茨城県本部家畜市場で販売された成績です。

2 成績は、販売価格順です。同額の場合は、日齢の若い牛、日単価の高い牛を上位としています。

3 日増体重=(体重÷日齢)

4 価格は税抜き。

### 3. 家畜・家きんにおける防疫の重要性

#### (1) 家畜伝染病による家畜・家きん生産への影響

現在、豚コレラが猛威を振るっていますが、近年において口蹄疫、高病原性インフルエンザが発生し、多くの家畜が殺処分されてきました。これらの家畜伝染病の発生により、発生農場の家畜・家きんが処分されるだけでなく、移動制限区域や搬出制限区域が定められ、近隣農場からの出荷が制限されたり、発生農場周辺の通行の制限または遮断が行われるなど、地域の畜産生産基盤、経済活動に大きな影響を与えました。

#### (2) 家畜伝染病の侵入・拡大ルート

高病原性インフルエンザ、口蹄疫、豚コレラなど国内において存在しない家畜伝染病の病原体（ウイルス・細菌）は、海外から侵入するケースがほとんどです。海外から国内へ侵入した病原体（ウイルス・細菌）は、「ヒト」、「車両」、「機材」、「野生動物」、「家畜」などを通じて拡大していきます。

#### (3) 防疫の重要性と3原則

「防疫」とは伝染病を予防するという意味です。私たちはインフルエンザにかからないよう、予防接種やマスクの着用、手洗いなどで予防をします。また、病気にかかったとしても、薬で治療をします。

しかし、家畜・家きんの場合、一度、家畜伝染病（法定伝染病）にかかると、薬による治療はほぼ行われず、殺処分されます。したがって、病気にかからないための防疫が重要です。防疫の原則には「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」があります。しかし、ウイルスや細菌などの病原体は目に見えません。したがって、見えないものが存在するリスクがあることを認識して、防疫措置を講ずる必要があります。

究極の防疫措置は、「ヒト」、「車両」、「野生動物」、「家畜」などを移動させないことかもしれませんが、それでは経済活動はできません。経済活動の制限を極力少なくした「遮断」、「交差防止」、「消毒・除菌」などの防疫措置を講じて、「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」ことが必要です。

